保全ニュースとうほく

国家機関の建築物等の定期点検制度について

~平成30年度 保全実態調査における法定点検等の実施状況~

各省各庁の施設保全をご担当されているみなさまには、平成30年度の保全実態調査にご協力い ただき誠にありがとうございました。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施する ことを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律(略称:官公法)に基づきすべての 国家機関の建築物等を対象に実施しています。

今年度の東北地方整備局管内の保全実態調査の結果のうち、法定点検等の実施状況等は次のと おりです。

■平成30年度 保全宝能調査結果における注定占給等の宝体率

法定点検等			実施率			
			平成30年度 調査結果		平成29年度 調査(参考)	
建築基準法	①建築物の敷地及び構造	89	%	85	%	
及び官公法 に基づく点検	②昇降機	100	%	99	%	
	③建築物の昇降機以外の建築設備	92	%	89	%	
	④支障がない状態の確認	94	%	91	%	
その他の法令	⑤消防用設備等の点検	98	%	96	%	
に基づく点検 	⑥危険物を取り扱う一般取扱所等	100	%	98	%	
	⑦事業用電気工作物の保安規定による自主検査	100	%	99	%	
	8機械換気設備	97	%	92	%	
	⑨ボイラーの性能検査・定期検査	98	%	97	%	
	⑩浄化槽の水質検査・定期検査	99	%	99	%	
	⑪簡易専用水道の清掃	99	%	98	%	
	②排水設備の清掃	91	%	95	%	
	⑬清掃等及びねずみ等の防除	96	%	87	%	
	14空気環境の測定	91	%	84	%	
	⑤冷却塔等、加湿装置の清掃等	97	%	96	%	
	⑥給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100	%	98	%	
	⑪ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	99	%	99	%	

※ | : 実施率が低い法定点検等を示す。 (ワースト5)

調査結果によると、法定点検等の実施率は年々向上していますが、100%に達していない項目 が多くあります。

今回は、他の項目に比べ実施率が低い法定点検等(ワースト5)について、関係法令や実施方 法等を紹介しますので、対象となる法定点検等がある場合には適切に実施いただきますようお願 いします。

1. 建築基準法及び官公法に基づく点検

一定の用途・規模の建築物等おいては、建築基準法及び官公法に基づき、建築物の敷地及 び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備及び防火設備について、定期に一級建築士等の資格 を有する者に、損傷、腐食その他の劣化状況を点検させなければならないと定められています。

(1) 関係法令等

建築基準法 第12条第2項 | 国等の特定建築物の敷地及び構造の点検

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村 の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定 めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他 の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第12条第1項 国家機関の建築物の点検

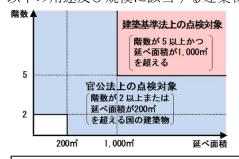
各省各庁の長は、その所管に属する建築物で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通 省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築 物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

- ○建築設備等の点検については、建築基準法第12条第4項、官公法第12条第2項で規定されています。
- ○点検項目、点検方法、判定基準等については、以下の告示で規定されています。 建築基準法・・・平20国交告第282号、平20国交告第283号、平20国交告第285号、平28国交告第723号 官公法・・・・・・平20国交告第1350号、平20国交告第1351号で規定

(2) 点検の対象となる建築物の用途及び規模

①建築物の敷地及び構造、昇降機以外の建築設備、防火設備

以下の用途及び規模に該当する建築物の場合、点検が義務付けられています。



事務所その他これに類する用途の建築物

※「事務所」とは、建築基準法で建築用途上「事務所」に 分類されている建築物を示し、居室の利用の形態が、専 ら執務の用に供される事務所のことです。また、「これ に類する用途」とは、このような事務所に類似する用途 を示すものです。建築物の名称とは関係なく実態上当該 用途に供している建築物が該当します。



特殊建築物

※劇場、病院、共同住宅、学校、倉庫、 体育館、展示場、自動車車庫等

建築基準法第6条第1項第1号に 掲げる建築物

②昇隆機

建築基準法第12条第4項により、建築物の用途及び規模にかかわらず、原則すべて の昇降機に対して点検が義務付けられています。

(3) 点検部位・点検資格者・点検周期等

	点検部位等	点検資格者	点検周期
	敷地及び地盤、建築物の外部、 屋上及び屋根、建築物の内部、 避難施設等、その他	一級建築士、二級建築士、特定建築物 調査員資格者証の交付を受けている者	3年以内每
	エレベーター、エスカレーター、 小荷物専用昇降機	一級建築士、二級建築士、昇降機等 検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
71111074-201	換気設備、排煙設備、非常用の 照明装置、給水設備及び排水設備	一級建築士、二級建築士、建築設備 検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
防火設備	防火扉・防火シャッター等 駆動装置と連動している防火設備	一級建築士、二級建築士、防火設備 検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎

【補足】

防火設備の点検について

平成28年6月1日に建築基準法の一部を改正する法律が施行されました。

主な改正点としては、防火扉等の防火設備に関する点検のうち、火災感知やシステム制 御など、火災時に自動で作動する防火設備については、「建築物の敷地及び構造」の点検 から独立させ、新たに「防火設備」として点検部位が定められたものです。

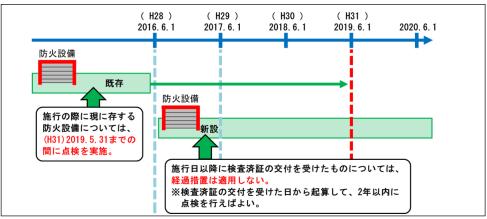
(例えば、常時開放した状態で煙感知器等と連動して閉鎖する防火扉は、「防火設備」の 点検部位に該当します。なお、常時閉鎖した状態にある防火扉は、従来どおり「建築物の 敷地及び構造」の点検部位のうち「四 建築物の内部 防火設備」の点検項目に該当しま す。)

このため、施行の際に既にあった防火設備については点検時期の経過措置があり、2019 年5月31日までの間に点検する必要があります。

経過措置後においても、適切に点検が実施できるよう、外部委託により点検業務を実施 している場合には、予算要求を忘れずにお願いします。



「防火設備」の点検部位に該当する防火扉の例



「防火設備」の点検時期の経過措置

防火設備の点検は、延焼を防止する防火区画の形成及び火災発生時の安全な避難経路の 確保を行う設備が正常に機能するかの点検です。一方で、消防法に基づく消防用設備の点 検(消火器具、火災報知設備、誘導灯、屋内消火栓設備等)は、警報により火災発生を知 らせ、消防用設備等が正常に作動するかの点検であり、点検範囲、点検内容、点検資格者 が異なります。

火災による被害を防ぎ、建築物を安全に使用するために、建築基準法及び官公法に基づ く「防火設備」の点検、消防法に基づく「消防用設備」の点検をお願いします。

※詳細は、営繕とうほく140号(2016年10月発行)の 「防災アシスト情報」防火設備の点検 を参照してください。

2. 支障がない状態の確認

官公法により、各省各庁の長は、所管する建築物等を適正に保全しなければならないとされており、すべての国家機関の建築物等においては、「保全の基準」に基づき「支障がない状態」に保全する必要があります。

これは、建築基準法及び官公法に基づく「点検」とは別の行為であり、建築物等が、安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保全されていることを定期に確かめる行為です。

(1) 関係法令等

官公法 第11条 国家機関の建築物等の保全

各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯設備を、適正に保全しなければならない。

保全の基準 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

保全の基準 実施要領 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領 (平成22年3月31日) (URL http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf)

(2) 対象施設

すべての国家機関の建築物とその附帯施設(仮設建築物を除く)

(3) 実施者

施設管理者(確認の実施に必要となる資格はありません)

(4)確認周期

建築物 (敷地・構造) ・・・概ね1年 建築設備・・・・・・・・・・概ね6ヶ月から1年

(5) 確認項目等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領(別表)」によります。また、「支障がない状態の確認」のパンフレットに「支障がない状態の確認用チェックリスト」があり、こちらを用いて一般的な事務庁舎における支障がない状態の確認を行うこともできます。(URL http://www.mlit.go.jp/common/001227431.pdf)



「支障がない状態の確認」のパンフレット

3. 排水設備の清掃

(1) 関係法令・対象施設等

①建築物衛生法※1に基づく清掃

(建築物衛生法第4条、施行令第2条2号、施行規則第4条の3)

・建築物衛生法の特定建築物※2に該当する場合は実施が必要です。

※1:建築物衛生法(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称)

※2: 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校 (研修所を含む。)、旅館に使用される建築物で、延べ面積が3,000 ㎡以上。

(2) 対象部位

排水槽、排水ポンプ、排水管等

(3) 実施内容

排水設備の清掃

(4) 実施周期等

6ヶ月以内ごとに1回

(5) 点検資格者

点検資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。 ただし、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

(6) 留意事項

- ①「人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 14 条等」により、国家公務員が 勤務する建築物では、施設の用途・規模に関わらず、全ての国家機関の建築物等にお いて、排水設備の補修及び清掃を行わなければなりませんが、これは、性能維持を求 めているものであり、定期的な点検等は定められておりません。
- ②建築基準法及び官公法に基づく点検のうち、「昇降機以外の建築設備」の点検部位に「排水設備」がありますが、こちらは配管の腐食及び漏水の状況等を点検するものであり、本ページで紹介しております「排水設備の清掃」とは内容が異なりますのでご注意ください。

【参考】官公法に基づく点検内容(「昇降機外の建築設備」のうち排水設備関連) <国交省告示第1351号 別表第四 給水設備及び排水設備(抜粋)>

			(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備 及び排水設備	()	水管	用配管及び排 (隠蔽部分及 設部分を除)	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は 漏水があること。
三 排水設備	(七)	その	衛生器具	衛生器具の取付 けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固で ないこと又は損 傷があること。
		他	排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水が流れていないこと。



4. 空気環境の測定

- (1) 関係法令、測定対象等(①又は②に該当する場合は対象です)
 - ①人事院規則に基づく執務環境測定(延べ面積が 3,000 ㎡未満の事務所等の場合)

(人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第7条 等)

・国家公務員が勤務する建築物で、中央管理方式*1の空気調和設備を設けている室 について測定が必要です。

項目	測定対象	測定項目
一酸化炭素の	中央管理方式の空気調和設備	一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有
含有率等の測定	を設けている建築物の室で、	率、室温、外気温、相対湿度
	事務所の室に供されるもの	

※1:中央管理方式・・・各室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式。 (例:機械室からダクトにより各室に空気を供給する方式等。)

②建築物衛生法に基づく執務環境測定(延べ面積が 3,000 m以上の事務所等の場合) (建築物衛生法第 4 条、建築物衛生法施行規則第 3 条の 2 等)

・建築物衛生法の特定建築物に該当し、空気調和設備^{※2}又は機械換気設備^{※3}がある場合は測定が必要です。

項目	測定対象	測定項目
	空気調和設備を設けている 特定建築物	浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、 気流
	機械換気設備を設けている 特定建築物	浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の含有率、気流

※2:空気調和設備・・・空気の浄化、温度調整、湿度調整、流量調整の4つの機能を備えた設備。

※3:機械換気設備・・・空気の浄化、流量調節の2つの機能を備えた設備。 (「空気の浄化」とは、外気の導入を行っているもの。)

(2) 測定周期

測定は、2ヶ月以内ごとに1回、定期に実施することが必要です。

(3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の 測定機器(事務所衛生基準規則第8条に規定)により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

(4) その他

空気調和設備又は機械換気設備を設けている施設では、執務環境測定の対象外施設であっても、空気環境の調整そのものは実施する必要がありますのでご注意ください。 (人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 5 条)

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者:室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者:保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115